

## ○理事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人昭和女子大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第79条の規定に基づき、理事会の運営等に関し、私立学校法及び寄附行為の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 理事会には、すべての理事及び監事のほか、第6条の幹事が出席する。

2 理事長は、必要と認めるときは、学園本部の部長その他の教員及び職員（以下「教職員」と総称する。）を理事会に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。理事から求めのあるときも同様とする。

### (審議事項)

第3条 理事会は、私立学校法第36条第2項及び第3項並びに寄附行為第20条の定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 寄附等経理に関する重要事項
- 二 教職員の懲戒、解職等人事に関する事項
- 三 教職員の給与、服務及び厚生福利に関する事項
- 四 校地、校舎等の土地建物に関する事項
- 五 重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- 六 その他理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項第一号、第四号及び私立学校法第36条第3項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞かねならない。

3 理事長は、次の事項について幅広く理事会に報告し、理事会の審議に付するよう、努めなければならない。

- 一 経営の基本方針に関する事項
- 二 法人の財産に関する事項
- 三 学校運営に関する事項
- 四 教育及び研究上の施設設備に関する事項
- 五 入学志願者及び入試動向に関する事項
- 六 その他理事会において必要と認める事項

### (法令遵守)

第4条 理事は就任時に、コンプライアンス規程に基づき、法令を遵守し誠実に職務を遂行することを誓約するものとする。

(理事の主管職務)

第5条 理事の主管職務及び主管職務に該当する理事(主管理事)及び細目は、別に理事会が定める。

2 その職務遂行上の構成人員は単独又は複数など、必要に応じて配置する。ただし、主管職務及びその内容は、必要に応じて変更できるものとする。

(幹事)

第6条 理事会の事務処理のため、幹事1人を置く。

2 幹事は、学園本部の部長のうちから理事長が選任する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日に制定し、施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日に改定し、施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日に改定し、施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月15日に改定し、施行する。〔審議事項・担当職務の増補、その他〕

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。〔経営協議会を常勤役員会に変更〕

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。〔第2条第1号「予算、借入金」に変更。〕

第10条変更(「担当職務」から「主管職務」への変更その他)

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、代表業務執行理事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。第4条（法令遵守）を追加。私立学校法及び寄附行為の規定と重複する事項等の整理。